

【分岐立面図】(共有管については管末まで記載すること)

平面図
立面図
占有図

受給内容変更届
路面確認票
舗装本復旧誓約書

3階直結式給水回答書(写し)
3階直結式給水誓約書

貯水槽維持管理誓約書
簡易専用水道設置報告書
受水槽、高置水槽の概要

既設管誓約書
用途認定(集合家事
その他)

外工部		設計数量	実施数量
取出部	S分水 不断水割丁字 チーズ mm × mm		
コア			
弁栓類	直止 リング 青銅製ソフトシール ソフトシール 甲止		
	定流量弁		
直管部	HIVP VLP DIP()		
継手類	エルボ		
	ソケット		
	ニップル		
	フレキシブル管		
	伸縮可とう継手		
	ガイドナット		
	VLG ユニオン		
VG ユニオン			
標示ピン			
セーフティ			
交通整理員			
安全費			

内工部		別紙			
土工		小穴	復旧	布設	復旧
舗装厚/復旧厚	G:砂利 A:10cmまで B:20cmまで C:20cm超 [合材復旧 ウ:5cm エ:10cm]				
土被り(小穴土工)	本管口径 100まで : 0.5mまで 125以上 : 1.2mまで	0.5m超~0.7m	0.7m超~1.0m	1.0m超	
土被り(布設土工)	30まで : 0.3mまで 40・50 : 0.4m超~0.7m	0.3m超~0.6m	0.6m超~1.1m	1.1m超	
	給水管口径 75・100 : 0.5m超~0.8m 125・150 : 0.7m超~1.2m 200以上 : 0.8m超~1.2m	0.8m超~1.2m	1.2m超		
施工	人力 機械・人力 機械のみ				
数量		箇所	m	m	

給水工事台帳

受付番号()

申請者
所有者 申請日: 年 月 日
使用者 住所: 連絡先: - -

(建築業者)
住所:
連絡先:
氏名:

代理人
[指定給水装置工事事業者名]
()
[主任技術者]

現場照合	添付書類	通水	水圧	接続立会員	水道組合	受付	資材	組合施工
------	------	----	----	-------	------	----	----	------

[門標番号] [整理番号] [共有管番号]

新設 先行分岐 口変(元口径) 撤去)門
同径分岐替 共 先行分岐増設 改造 増設その他¹ 撤去

給水装置
[装置場所] 住居表示で記載 長岡京市
[着工時期] 年 月 日
[口径] mm [給水方式] 直圧 3階直結給水 受水槽
水槽容量 有効容量 [竣工時期] 年 月 日
合計 m³ 合計 m³

分岐管路
[口径] mm [管種] 鋼 市 維 施 拡 共
[埋設状況] 申請地官民境界からm 土被りm
[工事番号] 北 天 東 奥
[路面確認表] 確認 転送

前面道路
[路線番号] 国 府 市 私
[道路占用番号] [他占用番号]

【特記】 専用住宅 (併用住宅) 私設メータ (集合家事 件) K × 戸
店舗 単身 mm × K × 戸
工場 ファミリー mm × K × 戸
.....階建 寮 mm ×
その他

【位置図】 申請場所を明示すること
路線バス 幼稚園バス コミュニティバス 他

公道分岐費	As	夜間				
	本復旧軽減	自他				
	砂利	夜間				
	特定配水管分担保金					
私有管管理分担保金						
加入金	甲 乙					
工事検査手数料 ²						
前納料金						
合計						
支払						
追徴・還付						
受付	設計審査	告知	係長	課長	技術管理者	施工承認
	検査員	マスタ	係長	課長	技術管理者	ファイリング
竣工	積算	請求	係長	課長	追徴・還付	
			担当	係長	課長	経理

1 改造の場合、本申請による給水管延長が既設給水管延長の2分の1を超えず、かつ10mを超えない場合に限り、「増設その他」とする。
2 1件1工事2m未満の私・共有管布設工事、修繕等の工事及び給水装置の引込管撤去工事には適用しない。

[誓 約 事 項]

この度、本申請を行うに当たり、以下の事項について誓約します。なお、誓約した事項について紛議又は維持管理等の不具合が生じた場合は申請者において責任をもって対処するとともに、改善工事等が必要となった場合については上下水道部の指示に速やかに従い、自費により実施いたします。

この工事に関して、利害関係人その他の者から異議があるときはすべて申請者の責任において解決します。

納期限を経過しても工事費等が納入されない場合には、本申請を取り消されても異議を申し立てません。

この工事を施工するに当たり、指名した主任技術者を専任させ、総括責任者として技術上の管理・指導監督に当たらせてます。

「給水装置の構造、材質等に関する規程」を遵守するとともに、給水装置の施工等について管理者の指示に従います。また同規程第 15 条に規定する用具等(以下、「用具等」)を設置するに当たり、用具等を通過後の水質が水道水質基準に達しない場合や、水道の水圧や水質、その他の変化により設置した用具等及び、その付属具に故障や不具合が生じても苦情や補償等の申し立てをいたしません。

水道メータ以降の水道配管立ち上がり部について、「給水装置の構造、材質等に関する規程」に規定されている銅管(VLP)以外の材料を使用する場合、強度的に劣ることを承知して使用します。

私設水道メータを設置するに当たり、当該メータの検針を含む一切の管理は申請者において行うとともに、当該メータに故障や不具合が生じても苦情や補償等の申し立てをいたしません。

水道メータの設置場所について、管理者が維持管理上、支障があると判断した場合は、速やかに移設の指示に従います。

水道メータの検針及び交換、また給水装置を維持管理する上で必要となる敷地内への立入を承諾します。

給水開始後、建物等の改築・増築・使用用途等の変更がある場合、給水装置工事申請を行います。

また、建物や使用用途に変更が無いに関わらず、適正な使用水量を著しく超える事が確認された場合は、使用形態を見直し、許容範囲内の使用水量にします。許容範囲内の水量に改めることが難しい場合は、給水装置工事申請を再度行い、量水器口径及び引込口径の増径を行います。

水道事業に伴う濁り水等の流入を防止するためのバルブ操作は、申請者において実施します。

竣工検査チェックリスト

項 目	適	不適	該当なし	備 考
給水台帳の記載事項				
添付書類の不備				
メータボックスの設置状況				
水圧試験				
給水栓の取付状態				
残留塩素()				
写真管理				
竣工図と写真の整合				
道路の復旧状態				
その他事項()				

:道路掘削時のみ該当

総合判定	合格	不合格
------	----	-----